

件 名	危機管理体制の再構築による災害対応力強化について
経過・現状 政策課題	<p>【趣旨】 昨今の全国的な風水害被害の甚大化に伴い、本市における危機管理体制を再構築し、災害対応力を強化するため、「風水害時の警戒配備体制」及び「災害地区班員制度」について見直す。</p> <p>【経過（共通）】 ・平成30年11月27日 防災対策推進本部会議 それぞれの草案を提案し、警戒配備体制の見直しを進めることについて合意 →各局への意見照会実施 ・平成31年1月22日 防災対策推進本部会議幹事会 本案を庁議に付議することを合意。</p> <p>【課題】 1. 風水害時の警戒配備体制 ①気象警報発表時 気象状況によっては、参集した職員数と業務量が合致しない場合があった。 ②気象警報が連続して発表された場合 長時間にわたる体制維持、夜間に引き続き昼間の通常業務を行う必要性などを鑑み、合理的配置による持続可能な体制確保が課題。 ③大規模な災害発生時 ・長期間にわたる対応が必要 ・各局の総務担当課長等が危機管理センター員を担っているケースが多い →災害時の各局対策部の統括的立場を担うことを鑑みると負担が大きい。 2. 災害地区班員制度の再構築 ①被害が発生すると甚大化する傾向があり、被害に対応した体制強化が肝要 ②市内地区班員など一部の職員（個人）への負担が偏っている。 ③職員が被災した場合に代替職員の確保が脆弱である。</p>
対応方針 今後の取組 （案）	<p>【対応方針】 1. 風水害時の警戒配備体制の見直し 現行4段階の警戒配備体制に「警戒配備2号・拡充」を追加して5段階とし、各警戒配備体制における業務量と参集職員数の適正化、大規模災害発生時の長期間の体制維持及び各局対策部の体制強化を図る。 2. 災害地区班員制度の再構築 直下型地震や南海トラフ地震が懸念される中、より多くの職員が避難所対応に携わり、災害対応時における実践力を身につける体制強化を図る制度を構築。</p>
効果の想定	<p>危機管理体制の再構築により、災害対応職員の合理的配置が可能となり持続可能かつ強靱な災害対応体制を確保することができる。</p>
関係局との 政策連携	<p>全部局</p>

風水害時の警戒配備体制の見直しについて（案）

【見直し趣旨】

気象警報発表に伴う対応業務量と参集職員数の適正化、大規模災害発生時の長期間の体制維持及び各局対策部の体制強化を図ることを目的とする。

（１）風水害時の警戒配備体制の改正について

警戒配備 2 号体制に「警戒配備 2 号・拡充」を加えるとともに、各配備体制の参集職員数を見直す。

配備名称		事象	配備名称	事象	参集体制	
危機管理センター	警戒配備 1 号 25 名体制	<input type="checkbox"/> 大雨警報（浸水害）・洪水警報 <input type="checkbox"/> 情報収集及び災害警戒が必要な時	警戒配備 1 号	<input type="checkbox"/> 大雨警報（浸水害） <input type="checkbox"/> 情報収集及び災害警戒が必要な時	5 名	危機管理室 1 班（5 名）
	警戒配備 2 号 49 名体制	<input type="checkbox"/> 大雨警報（土砂災害）・洪水警報 <input type="checkbox"/> 暴風警報 <input type="checkbox"/> 災害の発生が相当程度に予想され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生しているとき	警戒配備 2 号	<input type="checkbox"/> 大雨警報（土砂災害） <input type="checkbox"/> 洪水警報 <input type="checkbox"/> 暴風警報	17 名	危機管理室長 ※1 危機管理室 2 班（12 名） 防災 4 局（4 名）※2
災害対策本部	対策配備 66 名体制	<input type="checkbox"/> 災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生するなど、大規模な災害が発生した時、又は発生する恐れがあるとき <input type="checkbox"/> 特別警報	対策配備	<input type="checkbox"/> 災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生するなど、大規模な災害が発生した時、又は発生する恐れがあるとき <input type="checkbox"/> 特別警報	37 名	危機管理監、危機管理室長 危機管理室全員（18 名） 防災 4 局（4 名） 各局センター員（13 名）
	全員配備 66 名体制	<input type="checkbox"/> 市域全域にわたる被害、又は特に甚大な局地的な災害が発生した時	全員配備 66 名体制	<input type="checkbox"/> 市域全域にわたる被害、又は特に甚大な局地的な災害が発生した時	66 名	危機管理室全員（18 名） 防災 4 局（4 名） 各局センター員全員（42 名）

※1 実際の気象状況により、危機管理監が参集することとする。

※2 防災 4 局…産業振興局、建設局、消防局、上下水道局

実績	警戒配備 1 号	警戒配備 2 号	避難所開設回数	対策配備
平成 29 年度	7 回	4 回	3 回（うち台風対応 3 回）	1 回
平成 30 年度	2 回	7 回	5 回（台風対応 4 回）	1 回

（２）参集方法について

□危機管理室員について

・・・危機管理室員を 3 班に編成し、輪番制により各段階に応じて参集。

□各局危機管理センター員及び防災局危機管理センター員について

・・・各局（行政委員会はグループごと）内で、ローテーションを策定するなどして、それぞれ 1 名のセンター員が参集することとする。

災害地区班員制度の再構築について

危機管理室

1. 改正趣旨

- 直下型地震や発生確率が高まっている南海トラフ地震が懸念される中、より多くの職員が避難所運営できるよう、災害対応時における実践力を身に付け、災害対応力を強化させていく必要がある
- 現行制度の課題への対応

▼
全職員による避難所対応により
「大規模災害に備えた災害対応力の増強」を図る。

2. 改正概要

	現制度(地区班員制度)	新制度	
		風水害対応	地震対応
●避難所数	風水害(108カ所)地震(161カ所)	108カ所	161カ所
●対応職員数	市内(329名)・市外(330名) 計659名(風水害時は432名体制)	432名	644名以上 を確保
●職員の選定方法	<ul style="list-style-type: none"> ・市内地区班員は、市内在住職員から危機管理室が選定 ・市外地区班員は、各局区職員から局区総務担当が選定 	各局区において、輪番等により職員を選定。(各課等で避難所を担当する)	区職員及び直近参集者のうち、区災害対策本部が選定 ※ただし区内・市内在住職員を基本に予め、避難所毎に1名以上の職員(1名班長)を選定する
※適用規定	「堺市災害地区班員設置規程」	「(仮称)堺市指定避難所及び指定緊急避難場所の開設、運営等に関する規程」に改正	
	【課題】 <ul style="list-style-type: none"> ・職員個人への負担の偏りが大きい ・避難所対応経験が一部職員に限定される ・職員被災の場合の代替職員確保が脆弱 	【制度特徴】 <ul style="list-style-type: none"> ・個人への負担の偏りが少ない ・組織が役割を担う ・全職員が避難所対応を経験する 	

3. 経過

- ・平成30年11月19日 防災対策推進本部会議幹事会
- ・平成30年11月27日 防災対策推進本部会議
- ・平成31年1月22日 防災対策推進本部会議幹事会

4. 新制度移行にあたっての対応

1) 地域住民との連携

- ・風水害対応…課単位で顔の見える関係を構築する。
- ・地震対応…避難所毎に予め、区職員及び直近参集者の区内・市内在住職員を基本に、1名以上の職員を選定し、連携を図る。

2) 避難所対応スキルの維持、向上

- ・避難所毎の特性や対応方法等を整理した「避難所台帳」を各所属へ共有し活用する。
- ・全職員を対象とした訓練、研修の実施。その際に、現災害地区班員のスキルを伝達。
- ・風水害時に全職員が避難所対応することにより、大規模地震災害時の対応力向上を図る。

3) 多様な担い手の確保

- より迅速、的確な指定避難所の開設、運営のため、引き続き多様な担い手確保に取り組む。
- 「地域防災力向上マニュアル」(H30.2策定)を活用、校区自主防災組織による校区版避難所運営マニュアル策定を通じ、防災士や企業等、地域の多様な担い手による避難所開設運営の調整促進。

5. 今後のスケジュール 平成31年3月末規程制定、平成31年6月1日施行

災害地区班員制度の再構築について(案)

1. 現行の災害地区班員制度

■ 災害地区班員について

任務	風水害及び地震の指定避難所(全161ヶ所)の開設・運営
地区班員数	市内地区班員:329名 市外地区班員:330名 計659名
任命方法	市内地区班員:市内在住者の中から危機管理室で選定し、市長が任命 市外地区班員:市外在住者の中から各局区で選定し、市長が任命 根拠法令等:「堺市災害地区班員設置規程」及び「同取扱要領」
任期	5年
体制	21時から翌9時まで:市内地区班員2名 9時から21時まで:市外地区班員2名

■ 指定避難所について

- 「地震」対応の指定避難所 161ヶ所
- 「風水害」対応の指定避難所 108ヶ所
 - うち、土砂災害対象の指定避難所 21ヶ所
 - うち、河川氾濫対象の指定避難所 40ヶ所
- ※土砂災害、河川氾濫の危険性が高まった場合、避難対象地区の避難所を開設
- ※堺市が暴風圏内に入ると予測される場合、風水害の全避難所を開設

2. 現状及び課題

○風水害の甚大化、頻発化により全国各地で災害が発生し、国において早期避難を促進する指針が出されたこと等によって、本市においても、近年、指定避難所の開設頻度が高まり、開設時間も長期化している。適切な災害地区班員の配置で市民対応を強化する等、抜本的な制度の見直しが必要である。
○直下型地震や発生確率が高まっている南海トラフ地震が懸念される中、本市においても、災害対応時における実践力を常に強化させていく必要がある。
○以上の背景のもと、現行の地区班員制度における課題を次の通り整理した。

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> ■ 風水害時、地震時ともに、同一の地区班員を任命している。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害種別毎により適切な体制として、必要人数を確保する必要がある。 ※各局区のBCP上、風水害時における地区班員は人数を確保しやすい、風水害時は予め従事時間が分かるので居住地を考慮する必要がない、など
<ul style="list-style-type: none"> ■ 市内地区班員と市外地区班員に区分して任命している。 	<ul style="list-style-type: none"> ② 職員個人の任命でなく、職場で指定避難所を担当し、全職員で災害対応をするような体制が必要である。
<ul style="list-style-type: none"> ■ 特定の職員個人を任期5年で任命している。 	<ul style="list-style-type: none"> ③ 近年風水害が激化・頻発化する中で、開設労力を軽減する必要がある。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 各局区が、地震発生時の体制確保を理由として、地区班員任命数への考慮を望むことにより、必要人数確保に苦慮する事態となっている。 ○ 職員数減少に伴い、市内地区班員では定数を満たせず、一部は近隣市外居住者を充てざるをえない状況となっている。 ○ 任命された職員個人の負担や責任が大きい。 ・指定避難所開設の責務が5年間任命職員個人にかかる。 ・風水害の頻発するシーズンには連続した従事となる。 ○ 任命職員の出勤不可の場合に対する対応が脆弱 	<ul style="list-style-type: none"> ④ 直近参集職員をより効果的に活用するなど、発生状況に柔軟に対応できる仕組みが必要である。

3. 新制度について

風水害	地震																																																																
<p>【避難所対応職員の割当て】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●各局区は、割り当てられた指定避難所に対して、避難所対応職員を配置する。 <p>【発災時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●避難所対応職員は、区役所の指揮のもと従事する。 ●避難者及び避難所の対応については、各局区が連携して行う。 <p>例: ○○局 避難所への配置イメージ</p> <p>※課題①②③に対応</p>	<p>【避難所対応職員の割当て】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●指定避難所の開設・運営に必要な人員を確保するため、各局区の直近参集職員対象数を定める。(この場合各局区は、直近参集職員を除いた職員数をBCPのベースとする。) ●区役所は、区役所所属の所属参集職員及び直近参集職員の中から、区内・市内在住職員を基本に、各避難所対応職員を1名以上(うち1名は班長)を選定する。 <p>【発災時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地震発生後、「各局からの直近参集職員」と「区役所職員」を、各区の指揮下で避難所対応職員として配置する。 ●区役所は、地震被害の程度や直近参集職員の参集状況より、必要と判断した場合は迅速に危機管理センター対策班受援チームに、受援計画に基づき支援要請し、他都市支援職員の支援を受ける。 <p>※H31年度当初の直近参集者数は、H28年度調査による人数を基準とする。ただし、H31年度の早い段階でBCPの見直しを行い、直近参集者数の更新を行う。</p> <p>※課題①②④に対応</p>																																																																
<p>※各局各区への割当数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>避難所数</th> <th>各区担当</th> <th>各局担当</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>堺区</td> <td>23</td> <td>5 市長公室 3 市民人権局 3 上下水道局</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>中区</td> <td>14</td> <td>3 産業振興局 1 健康福祉局</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>東区</td> <td>9</td> <td>2 環境局 6 議会事務局</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>西区</td> <td>18</td> <td>3 教育委員会 11 総務局</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>南区</td> <td>20</td> <td>4 財政局 15 会計室</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>北区</td> <td>17</td> <td>4 子ども青少年局 2 建築都市局 7 文化観光局</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>美原区</td> <td>7</td> <td>1 建設局 5 行政委員会</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>108</td> <td>22</td> <td>86</td> </tr> </tbody> </table>	避難所数	各区担当	各局担当	計	堺区	23	5 市長公室 3 市民人権局 3 上下水道局	12	中区	14	3 産業振興局 1 健康福祉局	10	東区	9	2 環境局 6 議会事務局	1	西区	18	3 教育委員会 11 総務局	4	南区	20	4 財政局 15 会計室	1	北区	17	4 子ども青少年局 2 建築都市局 7 文化観光局	4	美原区	7	1 建設局 5 行政委員会	1		108	22	86	<p>※H28年度調査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>各局区からの直近参集職員 (人)</th> <th>各区への直近参集職員数</th> <th>各区の職員数</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務局 16 財政局 78</td> <td>堺 193 155</td> <td>348</td> </tr> <tr> <td>子ども青少年局 54 建設局 9</td> <td>中 24 84</td> <td>108</td> </tr> <tr> <td>市長公室 9 産業振興局 30</td> <td>東 67 66</td> <td>133</td> </tr> <tr> <td>教育委員会 124 市民人権局 28</td> <td>西 58 88</td> <td>146</td> </tr> <tr> <td>環境局 0 上下水道局 0</td> <td>南 76 107</td> <td>183</td> </tr> <tr> <td>健康福祉局 70 文化観光局 40</td> <td>北 102 102</td> <td>204</td> </tr> <tr> <td>建築都市局 48 各委員会 24</td> <td>美原 33 54</td> <td>87</td> </tr> <tr> <td>各区役所 23 合計 553</td> <td>計 553 656</td> <td>1209</td> </tr> </tbody> </table>	各局区からの直近参集職員 (人)	各区への直近参集職員数	各区の職員数	計	総務局 16 財政局 78	堺 193 155	348	子ども青少年局 54 建設局 9	中 24 84	108	市長公室 9 産業振興局 30	東 67 66	133	教育委員会 124 市民人権局 28	西 58 88	146	環境局 0 上下水道局 0	南 76 107	183	健康福祉局 70 文化観光局 40	北 102 102	204	建築都市局 48 各委員会 24	美原 33 54	87	各区役所 23 合計 553	計 553 656	1209
避難所数	各区担当	各局担当	計																																																														
堺区	23	5 市長公室 3 市民人権局 3 上下水道局	12																																																														
中区	14	3 産業振興局 1 健康福祉局	10																																																														
東区	9	2 環境局 6 議会事務局	1																																																														
西区	18	3 教育委員会 11 総務局	4																																																														
南区	20	4 財政局 15 会計室	1																																																														
北区	17	4 子ども青少年局 2 建築都市局 7 文化観光局	4																																																														
美原区	7	1 建設局 5 行政委員会	1																																																														
	108	22	86																																																														
各局区からの直近参集職員 (人)	各区への直近参集職員数	各区の職員数	計																																																														
総務局 16 財政局 78	堺 193 155	348																																																															
子ども青少年局 54 建設局 9	中 24 84	108																																																															
市長公室 9 産業振興局 30	東 67 66	133																																																															
教育委員会 124 市民人権局 28	西 58 88	146																																																															
環境局 0 上下水道局 0	南 76 107	183																																																															
健康福祉局 70 文化観光局 40	北 102 102	204																																																															
建築都市局 48 各委員会 24	美原 33 54	87																																																															
各区役所 23 合計 553	計 553 656	1209																																																															

4. 各局区の対応

■ 避難所対応職員の割当て

各局区はBCPIに配慮し、人事異動の時に、速やかに以下の職員割当てを行う。

	各局	各区
風水害の避難所対応職員	○各局区は、割り当てられた避難所ごとに、職員を配置する。	
地震の避難所対応職員	○職場参集及び直近参集職員の決定 ○直近参集職員の報告	○各避難所代表者の選定

■ 災害発生時

避難所開設時の意思決定と指示伝達は以下のとおり行う。

